

労働安全衛生法の規定による

労働者数が常時10名以上50名未満の工業的業種対象

安全衛生推進者

養成講習会 開催のご案内

主催 一般社団法人 名北労働基準協会

<ご案内>

労働安全衛生法第12条の2の規定により、規模10名以上50名未満の事業者には安全衛生に関する業務を担当する者として「安全衛生推進者」を選任するよう義務づけられています。

本社と支店がある場合、各支店においてもパート・アルバイトを含め常時10名以上の労働者を使用している場合は、それぞれに選任する必要があります。

いまだ選任を行っていない事業場の方は、講習会をぜひご利用ください。

安全衛生推進者を選任すべき規模・業種

規模	業種	選任
常時10人以上 50人未満の労働者 を使用する事業場	一、林業 鉱業 建設業 運送業及び清掃業 二、製造業（物の加工業含む） 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具じゅう器等卸売業 各種商品小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業及び機械修理業	安全衛生推進者
	上記以外の業種	衛生推進者

●日時 令和2年 6月11日（木）・12日（金）、 8月27日（木）・28日（金）

10月 8日（木）・9日（金）

令和3年 2月25日（木）・26日（金） のいずれか2日間

9時30分～16時10分

●会費 14,660円

会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

●会場 （一社）名北労働基準協会 3階 大会議室
〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
TEL(052)961-1666

※会場には受講者専用駐車場がありません。

公共交通機関でお越しください。

車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。

充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

●定員 50名

●その他 講習修了者には修了証を交付します。
受講票送付の際に会場地図を添付します。

会場略図



R2.3